第２回　生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議第１タスクフォース	参考資料3
令和８（2026）年 11 月 18 日	

第１回　合同会議第１タスクフォースに関する石井委員からのご意見

令和８年 11 月 11 日

項目	ご意見
「既存試料・情報」 （資料 P2-4）	「既存」の中に研究計画書の作成以降に取得された試料・情報が含まれるため、通常の語感からは外れた用法になっていると思われます。「既存」、「新規」の区分けは混乱を招きかねないため、「研究目的で取得する試料・情報」と「研究目的外で取得された試料・情報」に分ける案が考えられます。 個人情報保護法には、要配慮個人情報の取得の例外として、「当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき」（第 20 条 2 項 5 号）等を定めています。取得時の同意義務を外す規定ですので、取得時に目的を判断することになると理解されます。 また、個人情報保護法の上記例外には、「当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。」という括弧書きが付いています。留保付ではありますが、診療と研究目的が混在する場合は、研究目的があるものとして扱えると理解できます。令和 8 年の個人情報保護法改正で医療提供を目的とする機関や団体も「学術研究機関等」に含まれることになりましたので、通常診療の場面にも関係します。 その上で、取得の場面には研究対象者に説明する機会がありますので、指針上は IC を原則とすることが適当と思われます。 なお、個人情報保護委員会のガイドラインでも、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合について、取得する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましいとされており、学術研究例外は無条件に同意を外しているわけではないという点も留意が必要と考えました。
「介入」 （資料 P5-7）	確かに定義が分かりにくいため、「介入」と「侵襲」は分けて定義し、「介入」については、研究の性格に即した見直しをして頂く必要があるかと思います。
「オプトアウト」 （資料 P8）	混乱を避けるため、定義を新設することに賛成します。ただし、個人情報保護法のオプトアウトは、個人情報保護委員会への届出を要し、要配慮個人情報には用いることができないなど、指針上の手続とは仕組みが異なるため、同じ用語を用いると混乱を招くおそれがあります。「拒否機会の保障」など別の用語を用いるか、「オプトアウト」を用いる場合には、個人情報保護法上のオプトアウトとは異なることを明示する必要があると思われます。また、定義には、何を通知し、何を容易に知り得る状態にするかを記載する必要はあると思います。